

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	建築物エネルギー消費性能適合性判定		
根拠法令及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条及び12条		
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を行う。		
審査基準 設定年月日	平成29年4月1日	審査基準 最終変更年月日	令和7年4月1日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(14日) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成29年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成29年4月1日
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。